

出雲市・斐川町 合併協議会だより

Vol.5

平成22年(2010)
9月15日発行



すべての協定項目を 決定し、調印式を開催

第6回、第7回の合併協議会は、それぞれ8月11日、25日に、出雲市役所くまびき大ホールで開催されました。合併の期日を平成23年10月1日とすることや、議会議員の定数及び任期の取扱い、新市基本計画など計15件の議案を決定し、すべての協定項目についての協議が終了しました。

これを受けて9月11日(土)には、斐川町中央公民館大ホールにおいて合併協定調印式が開催されました。式典には小室衆議院議員、地元選出県議会議員の皆様をはじめ、約500人の圏域住民、関係のみなさまにお越しいただき、溝口島根県知事、山代出雲市議会議長、黒田斐川町議会議長の立会いのもと、長岡出雲市長、勝部斐川町長が合併協定書に調印しました。

その後、調印を祝して、斐川町を拠点に活動する女声合唱団「フィオーリ」による合唱が披露され、式典に花を添えました。



合併協定書に調印する長岡市長(右)と勝部町長(左)

目次

- 第6回、第7回合併協議会を開催 ……P2～P7
- 今後の合併関係スケジュール(案) ……P8

発行／出雲市・斐川町合併協議会

編集／出雲市・斐川町合併協議会事務局

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市役所301会議室

電話0853-21-6278 FAX0853-21-6397

URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

E-mail info@izumo-hikawa-gappei.jp

第7回
第6回

合併協議会を開催

決定された議案

合併の期日

賛成多数で決定

合併の期日は、平成23年10月1日とする。

※合併の期日については、第2回協議会で、「平成23年3月の合併をめざすものとし、期日の決定は協議の進捗状況を踏まえ、改めて協議することとしていたことから、具体的な日時を提案し、決定されたものです。なお、合併期日を平成23年10月1日とした理由は次のとおりです。



●両市町の合併議決が平成22年11月に行われ、同時に電算システムの統合作業に着手できることを前提に、電算ワーキンググループが見込んでいる統合期間が概ね確保できる。

●合併後に行われる議員の増員選挙日程が、12月定例会や年末の時期とならないよう配慮することができる。

●11月から行われる新年度予算の編成作業までに合併することができ。

●具体的な日付については、月の最初の日として住民に分かりやすく、住民サービスや住民負担等の制度の切り替えに適している日である。

●合併日以降2日間が土曜日及び日曜日の閉庁日となるため、電算システムの切り替え作業に必要な時間が確保できる。

合併期日が決定したことに伴い、協定項目を再検討した結果、既に決定済みの議案のうち7議案については、制度の統一時期または実施時期の変更が必要となりました。

そこで、第7回協議会において、合併期日の決定に伴う調整方針の変更について一括して提案し、決定されました。

いずれの項目とも、年度途中で適用できないものについて、合併年度は現行のとおりとし、次年度から統一または実施とするもので変更となった議案は次のとおりです。

- ・国民健康保険事業
- ・特定健康診査・特定保健指導
- ・人間ドック、脳ドック
- ・地域コミュニティ・行政連絡関係
- ・行政連絡制度
- ・観光商工関係(その1)
- ・商工会補助金
- ・生涯学習関係
- ・青少年育成関係団体の補助金
- ・学校教育関係

議会議員の定数及び任期の取り扱い 賛成多数で決定

各種大会参加費補助(部活動) 小中学校理科学習事業 保健事業関係(第6回決定) 上下水道関係(第6回決定) ※第6回に決定された議案については、協議会だよりでは変更後の内容を掲載しています。

議会議員の定数及び任期については、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第8条第2項及び第3項の規定により、出雲市の議会の議員の残任期間に相当する期間に限り、出雲市の議会の議員の定数34人に、合併前の斐川町の区域に設けられる選挙区から選出される議員6人を加え40人とする。

※合併特例法による編入合併の際の定数特例により、出雲市と斐川町の人口比により算定された人数を斐川町の区域に設けられる

選挙区の議員数とします。なお、任期は現在の出雲市の議会の議員の任期までで、平成25年4月16日までとなります。議員定数の算定方法は次のとおりです。

斐川地域の議員定数
=出雲市の議員定数×
(斐川町の国勢調査人口
÷出雲市の国勢調査人口)
=34人×(27,444人÷146,307人)
=6.3777人⇒6人
(国勢調査人口は平成17年のもの)

定数特例による議員の定数と任期のイメージ図



新市基本計画

賛成多数で決定

新市基本計画は、合併後の市の円滑な運営の確保と均衡ある発展を図るために作成するもので、計画期間は平成23年度から平成33年度までとなっています。

なお、詳細につきましては、別途配布いたします住民説明会資料をご覧ください。

一般職の職員の身分の取扱い

全会一致で決定

① 斐川町の一般職の職員は、すべて出雲市の職員として引き継ぐものとする。

② 職員の職名及び任用要件については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。

③ 職員定数については、両市町における平成17年度からの207人削減の実績を

踏まえ、次のとおり定員管理の適正化を図る。

- 合併後の職員全体の年齢構成や人事管理などを考慮し、一定の新規採用職員を確保することにより、組織としての活力を維持できるように調整する。
- 合併による効果を発揮できるように、今後10年間で110人を削減目標とする新たな定員計画を合併時までに策定する。
- 今後の地域主権、地方分権時代における基礎的自治体のあり方を検討する中で、多様化する住民ニーズや権限移譲等により、高度化する行政事務に的確に対応できる、専門的な職種を含む職員集団にふさわしい定員計画となるよう逐次見直しを行う。



④ 給与制度については、合併時に出雲市の例により調整・統一を図る。

組織及び機構の取扱い

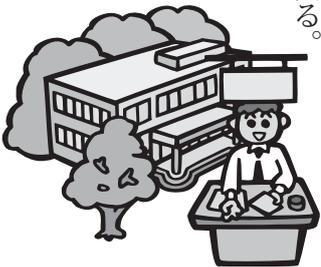
全会一致で決定

① 組織及び機構の取扱いについては、現在の出雲市の組織及び機構を基本に統一する。

② 現在の斐川町役場は支所とし、窓口業務（住民登録、税務、年金など）及び住民生活に密着した業務（福祉サービス、生活道路・水路整備など）を所掌するとともに、地域防災の拠点とする。また、斐川町の区域を所管区域とし、新市基本計画及び地域ごとに策定する地域まちづくり計画に沿って、本庁及び地域協議会と一体となって所管区域の地域振興策を調整し、その実現を図る。なお、地域特性により必要と認められる農業行政業務については、事務事業調整の結果を

踏まえ、合併時までに体制を検討する。

- 合併後、住民サービスを低下させず、事務事業の混乱、停滞を回避するため、斐川支所を次のとおり段階的に整備する。
- 合併当初においては、管理機能を集約しつつ、従前の組織、機構をある程度活用する暫定的な組織、機構とし、事務事業調整等の進捗に応じ逐次統合を行う。
- 合併後、概ね3年を経過した時点において、行政改革方針及び定員適正化計画に沿った適正な職員配置等により効率的な行政組織を構築する。
- 合併10年経過後の支所においては、基本的な機能は残しつつ、地域自治区における取り組みの状況を踏まえ、行政業務の更なる効率化を図る。



各種事務事業（保健事業関係）の取扱い

全会一致で決定

① 健康保健計画

出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな健康保健計画を策定する。

② 各種予防接種

合併年度は現行のとおりとし、次年度から出雲市の例により統一する。

③ 乳幼児等医療費助成制度
合併時から3歳未満の入院・通院を無料としている出雲市の例により統一する。

④ 福祉医療費助成制度
合併時から県の制度に加えて、単独の助成も実施している出雲市の例により統一する。

⑤ 各種検診（胃がん、肺がん、乳がん、子宮がん、大腸がん、前立腺がん、肝炎

ウイルス、歯周疾患）
合併年度は現行のとおりとし、次年度から出雲市の例により統一する。

出雲市のみで実施している胃がん血液検診、前立腺がん検診、歯周疾患検診については、合併の次年度から新市の事業として実施する。

⑥ 一般不妊治療費助成事業
出雲市のみで実施している一般不妊治療費助成事業については、合併時から新市の事業として実施する。

⑦ 食育推進計画
出雲市と斐川町がそれぞれ策定している現行の計画を新市へ引き継ぎ、合併後速やかに新たな食育推進計画を策定する。



**各種事務事業
(児童福祉関係)
の取扱い**

全会一致で決定

① 地域子育て支援センター事業

地域子育て支援センターは、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、職員体制を含めた運営方法について検討する。

② ひとり親家庭等児童入学生就職支度金

出雲市のみで実施しているひとり親家庭等児童入学生就職支度金については、出雲市の支給要綱に基づき、合併時から新市の事業として実施する。

**各種事務事業
(保育関係)の
取扱い**

賛成多数で決定

① 保育所施設運営

公立保育所は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
なお、保育所の定員調整

については、合併時から出雲市の例により統一する。

② 保育所保育料

保育料については、合併年度は現行のとおりとし、次年度から、第3子以降の取扱いも含め、出雲市の例により統一する。ただし、斐川町の保育料が増額となる段階については、段階的に調整し、平成26年度から統一する。

③ 私立認可保育所運営費助成

私立認可保育所に対する運営費助成は、合併年度は現行のとおりとし、次年度から斐川町の私立認可保育所に対しても適用する。

④ 私立保育所施設整備補助金

私立保育所施設整備補助金については、合併時から出雲市の例により統一する。

※この議案のうち保育所保育料については、第6回協議会においては、「第3子以降の取扱いも含め、合併時

から出雲市の例により統一する」と提案していました。これに対し、「斐川町と出雲市の保育料の差が最大で月5千8百円あり、約8割の方が負担増になる。激変緩和措置を考えてほしい」との意見がありました。

保育所保育料については、第3子以降の保育料無料化のほか、病後時保育など保育内容のメニュー、保育所運営費補助などの子育て施策全般において出雲市の制度が充実しており、出雲市の制度に統一することで提案していました。

委員の意見には、保育所の保育料に激変緩和措置を設けるのは適当でないのではないかという意見や、提案を支持する意見もあったものの、激変緩和措置に賛成する意見もあったことから、第7回に提案した議案

は、段階的調整を行うよう一部文言を修正し、決定されました。

**各種事務事業
(環境関係)の
取扱い**

全会一致で決定

① ごみの分別方法

ごみの分別方法は、合併時から出雲市の例により統一し、次のとおりとする。

- (1) 燃えるごみ
- (2) 燃えないごみ

- (1) 破碎ごみ、(2) 埋立ごみ、(3) 使用済筒型乾電池、(4) 使用済蛍光灯管

(3) 資源ごみ

- (1) 飲料用空き缶、(2) 空きびん、(3) ペットボトル、(4) 古紙(新聞、ダンボール、雑誌、雑紙、紙パック)、(5) 廃食用油、(6) 使用済割りばし
- (4) 粗大ごみ

② ごみの収集方法、収集頻度

ごみの収集方法、収集頻度は、合併時から出雲市の例により統一する。
事業系ごみの回収につい



でも合併時から出雲市の例により統一する。

③ごみの収集体制

合併時から出雲市の例により統一する。

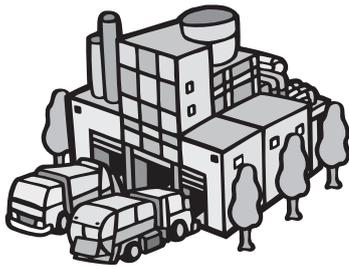
ただし、斐川町の燃えるごみについては、平成27年度までの間は、現行のおりの収集体制とする。

④ごみの指定袋・指定券及び販売方法

ごみの指定袋・指定券については、合併時から出雲市の例により規格を統一する。

ただし、現行の斐川町のごみの指定袋については、当分の間は利用できることとする。

販売方法及び販売委託料については、合併時から出雲市の例により統一する。



⑤ごみ手数料

ごみ手数料については、合併時から出雲市の例により次のとおりとする。

(1) 収集ごみ家庭系手数料
(袋容量：大40ℓ、小20ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	大小 50円/枚 30円/枚	50円/枚
	破砕ごみ 大小 50円/枚 30円/枚	50円/枚
埋立ごみ	大小 50円/枚 30円/枚	50円/枚
資源ごみ	大小 10円/枚 5円/枚	収集券なし
粗大ごみ	指定袋なし	1,000円/枚

(2) 収集ごみ事業系手数料
(袋容量：40ℓ)

分別区分	指定袋	収集券
可燃ごみ	120円/枚	120円/枚
破砕ごみ	120円/枚	120円/枚
埋立ごみ	120円/枚	120円/枚

(3) 直接搬入手数料

- ・家庭系ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 50円/10kg
- ・事業系ごみ 可燃ごみ 不燃ごみ 150円/10kg
- ・動物の死体 3,000円/1体

⑥ごみのステーション(収集ボックス・集積場)設置に対する助成
合併時から出雲市の例により統一する。

【補助条件】

- ①設置経費が1万円以上。
- ②5世帯以上が利用すること。
- 【補助金額】
- ①5世帯〜19世帯 補助率 1/2で上限5万円
- ②20世帯以上 補助率 1/2で上限15万円

**各種事務事業
(農林関係その3)
の取扱い**
全会一致で決定

① 農林事業分担金

農業農村整備事業にかかる分担金については、合併時から出雲市の例により統一する。

一する。

② 農業用排水施設の維持管理
現行のとおり新市に引き継ぐ。

③ 土地改良区
両市町にある各土地改良区については現行のとおり引き継ぎ、これらに対する補助金等も現行のとおりとする。

④ 渇水時における対策
渇水時における斐伊川右岸・左岸における農業水利慣行は、引き続き尊重し、新市において新たな協議の場を設ける。

⑤ 農産物生産振興事業
出雲市の「21世紀出雲農業フロンティア・ファイティング・ファンド事業」は出雲地域で、斐川町の「ひかわ産地拡大支援事業」は斐川地域で、新市において事業を継続する。

**各種事務事業
(観光商工関係その2)
の取扱い**
全会一致で決定

① 企業誘致に関わる優遇制度
企業誘致に関わる優遇制度は、合併時から出雲市の例により統一する。ただし、工業団地の特例の優遇制度については、出雲市の例により合併時までに調整する。

**各種事務事業
(建設関係)の
取扱い**
全会一致で決定

① 道路の整備方針及び計画
現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市基本計画との整合を図りながら、合併後3年を目途に新たな計画を策定する。

② 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第19条の別表「乙地」に準

拠ることとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時から、道路は認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。

③ 土木委員制度

土木委員制度については、合併時から出雲市の例により統一する。

ただし、現在の斐川町の委員については、合併時から新市の土木委員として新たに任命し、任期は平成23年度までとする。平成24年度からは、2年任期の新委員を選任し、平成26年度から任期についても統一する。

また、斐川町の地区委員長、評議員及び委員の人数については、出雲市の設置状況と地域の実情を考慮し、合併時まで調整する。

**各種事務事業
(公営住宅関係)
の取扱い
全会一致で決定**

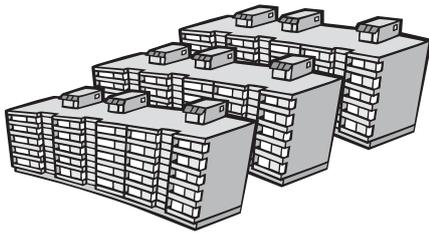
① 市営・町営住宅の管理・収納事務等

町営住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

町営住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。

② 市営・町営住宅の入居者の選考方法

町営住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。



③ 市営・町営住宅の家賃等
町営住宅の家賃及び駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

④ 特定優良賃貸住宅
(管理・収納事務等)

斐川町の特定優良賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社への管理委託を行う。

斐川町の特定優良賃貸住宅の収納事務等(家賃納入方法、納付期限、口座振替日)については、合併時から出雲市の例により統一する。

(2) 入居者の選考方法

斐川町の特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法については、合併時から出雲市の例により抽選制とする。

(3) 家賃等
特定優良賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

斐川町の特定優良賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

⑤ 若者定住向け公社賃貸住宅
(1) 維持管理
斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の管理については、出雲市の例により、合併後速やかに島根県住宅供給公社へ返還する。

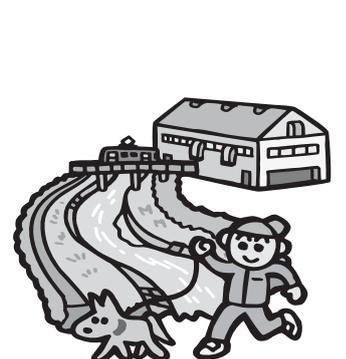
(2) 家賃等

若者定住向け公社賃貸住宅の家賃については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
斐川町の若者定住向け公社賃貸住宅の駐車場使用料の算定基準については、合併時から出雲市の例により統一する。

⑥ 宅地開発補助事業

出雲市のみで実施している宅地開発補助事業については、合併時から斐川町の用途地域を新たな補助対象区域とし、補助単価、補助限度額は、平田・大社の用途地域の例により実施する。

**各種事務事業
(上下水道関係)
の取扱い
全会一致で決定**



【上水道事業】

① 上水道計画
出雲市又は斐川宍道水道企業団で実施又は策定している上水道事業計画はそれぞれ現行のとおりとし、合併後、新たな上水道事業計画の策定にあたっては、新市全域の一体的整備を促進するよう調整を図る。

② 会計及び資産

水道事業会計は、現行のとおり出雲市水道事業会計及び斐川宍道水道企業団上水道事業会計とし、それぞれの資産は現行のとおり保有する。

③ 水道料金等

水道料金・加入金については、出雲市水道事業、斐川宍道水道企業団上水道事業とも、両事業の定めるとおりとする。

④ 簡易水道施設整備計画及び簡易水道事業統合計画

簡易水道施設整備計画については、合併後、出雲市の簡易水道施設整備計画を基本とし、斐川町の簡易水道施設整備計画を加えて見直しを行う。また、簡易水道事業統合計画は、斐川町の簡易水道事業のうち島村簡易水道事業を斐川六道水道企業団に、出雲市の島村簡易水道事業を除く簡易水道事業を出雲市水道事業にそれぞれ経営統合するよう改定する。

⑤ 簡易水道事業会計

斐川町の2つの簡易水道事業会計は、合併時に出雲市の簡易水道事業特別会計に統合する。その後、すべての簡易水道事業は統合計画に従い、出雲市水道事業会計又は斐川六道水道企業団上水道事業会計に、それぞれ統合する。

⑥ 簡易水道料金

合併時は両市町の定めるとおりとし、簡易水道事業統合計画に従い出雲市水道

事業会計又は斐川六道水道企業団上水道事業会計に簡易水道事業会計が経営統合したときは、それぞれ統合先の料金とする。

なお、統合までに上水道事業において料金改定が行われるときは、当該上水道事業に準じて定めている料金について、合わせて改定を行う。

【下水道事業】

① 整備方針

新市の汚水処理施設整備は、公共下水道事業、農（漁）業集落排水事業等の集合処理方式と小型合併処理浄化槽の個別処理方式により行うこととし、合併後1年以内に調整を図り統一する。

② 公共下水道基本計画

合併後1年以内に新市の整備計画を策定する。

③ 農（漁）業集落排水事業計画

合併時の施行地区は現行のとおりとし、未着手の地区については、合併後、事業の整合性について再検討を行い、計画の調整を図る。

（公共下水道事業）

④ 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、合併時は両市町の定めるとおりとし、使用料については2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。また、受益者負担金等については、2年間の経過措置期間の後、平成26年度から出雲市の例により統一する。斐川町の温泉汚水使用料については、現行のとおりとし、次期公共下水道使用料等審議会において調整する。

（農（漁）業集落排水事業）

⑤ 使用料等

これまでの改定の経緯を踏まえ、使用料については、合併時は両市町の定めるとおりとし、2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。受益者負担金等については、合併時から出雲市の例により統一する。

（市設置型浄化槽事業、個別排水処理施設）

⑥ 使用料等

現行のとおりに新市に引き

継ぎ、合併後1年以内に統一する。ただし、斐川町の使用料については公共下水道使用料を適用し、合併時から2年間の経過措置期間の後、出雲市の例により統一する。

（個人設置型合併処理浄化槽事業）

⑦ 合併処理浄化槽設置事業補助金

現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り、その次年度から出雲市の例により統一する。

⑧ 合併処理浄化槽維持管理補助金

現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後1年以内に調整を図り、その次年度から出雲市の例により統一する。

出雲市と斐川町は同じ出雲市計画区域に指定されており、すでに一体となった都市計画を進めているため、都市計画区域及び用途地域については、現行のとおりに新市に引き継ぐ。

② 都市計画マスタープラン
合併後、新市基本計画に基づき、斐川地域を追加した新たな都市計画マスタープランを策定する。

③ 公園使用料及び占用料
公園の施設使用料及び占用料については、合併時から出雲市の例により統一する。

また、公園内にあるスポーツ施設の使用料については、現行のとおりに新市に引き継ぎ、合併後速やかに、出雲市の例により算定基準を統一する。

各種事務事業
（都市計画関係）
の取扱い
全会一致で決定

① 都市計画区域及び用途地域



今後の合併関係スケジュール(案)について

8月25日開催の第7回協議会において、合併協定調印式以降の合併までのスケジュール(案)について、次のとおり報告されました。

平成22年

9月下旬から10月

出雲市・斐川町において住民説明会

平成22年

11月

出雲市・斐川町の両議会で合併関連議案の議決

(1) 廃置分合について

(2) 廃置分合に伴う財産処分に関する協議について

(3) 廃置分合に伴う経過措置に関する協議について

県知事へ合併申請書提出

平成22年

12月

県議会で合併議案の議決

県知事決定

総務大臣へ届出

平成23年

1月下旬

総務大臣告示

平成23年

10月1日

合併



※第7回協議会において、すべての合併協定項目に関する協議が終了し、合併協定書の調印も終了したため、今後の協議会は必要に応じ随時開催することとなります。

開催が決まりましたら、合併協議会のホームページや出雲市、斐川町の広報等を通じお知らせいたします。

なお、合併協議会の会議資料や会議録はホームページでご覧いただくか、事務局へお問い合わせください。

URL <http://www.izumo-hikawa-gappei.jp>

出雲市・斐川町合併協議会

検索